

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み												
項 目	令和 5 年											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
㊦ 浅野フェリーターミナル地区の受電所												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検						☉						
㊧ 小倉 RORO ターミナル地区の受電所												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検							☉					
㊨ 太刀浦 6 号上屋内の機械設備												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 定期点検 (6 回/年)		●		●		●		●		●		●
ウ 定期点検 (2 回/年)			☉						☉			
㊩ 太刀浦 6 号上屋のロープ式エレベータ												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次点検	☉											
㊪ 太刀浦 1～5 号上屋の電気設備状況確認	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
㊫ 太刀浦・白野江道路地区のトンネル												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
㊬ 門司港レトロ地区ガス燈保守点検業務												
ア 定期点検 (4 回/年)			●			●			●			●
イ 精密点検 (1 回/年)												●
㊭ 太刀浦 1 C T 管理棟エレベータ保守点検												
ア 定期点検 (1 回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 定期点検 (4 回/年)		●			●			●			●	
ウ 定期点検 (2 回/年)					●						●	
エ 定期点検 (1 回/年)											●	

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙 (A4 版) を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み												
項 目	令和 5 年											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
㊦ 小倉 RORO ターミナル管理棟エレベータ												
ア 定期点検 (1 回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 定期点検 (4 回/年)		●			●			●			●	
ウ 定期点検 (2 回/年)					●						●	
エ 定期点検 (1 回/年)											●	
(2) 建築物等の保守点検												
㊧ 公共上屋等定期点検業務												
ア 新浜・田野浦地区の建築物点検										●		
イ 太刀浦 6 号上屋の建築設備点検										●		
(3) 消防用設備補点検・監視												
㊨ 上屋外消防用設備保守点検業務						●						●
㊩ 小倉・洞海地区上屋火災警報監視業務
(4) 浄化槽の維持管理												
㊪ 田野浦 4 号上屋付属事務所												
ア 消毒管理 (1 回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 法定点検 (6 回/年)	●		●		●		●		●		●	
ウ 法定清掃 (4 回/年)		●			●			●			●	
エ 水質検査 (1 回/年)										●		
㊫ 日明東 2 号上屋付属事務所												
ア 消毒管理 (1 回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 法定点検 (2 回/年)	●						●					
ウ 法定清掃、水質検査 (1 回/年)			●									
㊬ 日明東 4 号上屋付属事務所												
ア 消毒管理 (1 回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 法定点検 (2 回/年)	●						●					
ウ 法定清掃 (1 回/年)			●									
㊭ 響灘 1 号緑地公衆便所												
ア 消毒管理 (1 回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 法定点検 (4 回/年)			●			●			●			●
ウ 法定清掃、水質検査 (1 回/年)				●								

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙 (A4 版) を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み												
項 目	令和 5 年											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	令和 6 年		
										1	2	3
㊟ 響灘 2 号緑地公衆便所												
ア 消毒管理 (1 回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 法定点検 (4 回/年)			●			●			●			●
ウ 法定清掃、水質検査 (1 回/年)				●								
㊟ 響灘 2 号緑地中央公衆便所												
ア 消毒管理 (1 回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 法定点検 (4 回/年)			●			●			●			●
ウ 法定清掃、水質検査 (1 回/年)				●								
㊟ 響灘南公衆便所												
ア 消毒管理 (1 回/月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
イ 法定点検 (3 回/年)			●				●				●	
ウ 法定清掃、水質検査 (1 回/年)				●								
(5) クレーン等機械設備の保守点検・性能維持												
㊟ 新門司フェリー埠頭地区の可動橋												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 定期点検 (1 回/年)						●						
㊟ 浅野フェリー埠頭地区の可動橋												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 定期点検 (1 回/年)						●						
㊟ 西海岸地区可動橋												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 定期点検 (1 回/年)						●						
㊟ 太刀浦第 1・2CT のガントリークレーン												
ア 日常業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 月例点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ウ 年次・性能点検												
太刀浦 4 号クレーン		●										
太刀浦 6 号クレーン						●						

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙 (A4 版) を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み												
項 目	令和 5 年									令和 6 年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
太刀浦 7 号クレーン							●					
太刀浦 8 号クレーン								●				
太刀浦 9 号クレーン								●				
太刀浦 10 号クレーン									●			
太刀浦新規クレーン											●	
2 港湾施設の運営に関する業務												
(1) 使用許可申請書の受付、端末入力等	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
(2) 使用料の算定、納入通知書の発送等	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
(3) 埠頭内調整業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
(4) 施設利用者等からの要望・苦情等対応	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
(5) 施設の管理業務												
① 夜間入港準備作業及び関連業務												
ア 太刀浦第 1、2 CY 夜間入港関連業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 小倉 RORO ターミナル夜間入港作業	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
② 太刀浦第 1、2 CY 危険物コンテナ業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
③ 太刀浦くん蒸上屋立会業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
④ 運動公園・グラウンド受付業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
ア 太刀浦運動公園（緑地）	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 響灘グラウンド（緑地）	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
⑤ 西海岸可動橋開閉外業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
⑥ 日明・海峡釣り公園運営業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
⑦ 八幡東田緑地管理業務												
ア 芝刈（3 回以上/年）												
イ 草刈（4 回以上/年）												
ウ 抜根除草（6 回以上/年）												
エ 巡回清掃（22 回以上/年）		…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
⑧ 警備外業務												
ア 西海岸休憩所、新浜地区	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 日明・海峡釣り公園休憩所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
ウ 若松南海岸緑地休憩所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4 版）を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み												
項 目	令和 5 年										令和 6 年	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
㊦ 港湾施設清掃業務												
ア 西海岸地区、新浜地区、片上地区	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 大里地区、太刀浦地区、田野浦地区	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
ウ 新門司北地区、新門司南地区	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
エ 戸畑地区、松ヶ島地区、久岐の浜地区	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
オ 北湊地区、響灘地区	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
㊧ 事務所等清掃業務	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
ア 太刀浦コンテナターミナル管理事務所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
イ 太刀浦 6 号上屋管理事務所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
ウ 小倉 RORO ターミナル管理事務所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
エ 太刀浦地区上屋港湾労働者休憩所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
オ 門司地区公衆便所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
カ 日明地区公衆便所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
キ 八幡東田緑地公衆便所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
ク 響灘地区公衆便所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
ケ 西海岸休憩所（マリングート）	…	…		…	…	…	…	…	…	…	…	…
コ 若松南海岸緑地休憩所	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
㊨ 港湾施設貯水槽清掃業務（1 回/年）												
ア 太刀浦第 1 コンテナターミナル									●			
イ 太刀浦 6 号上屋管理事務所									●			
ウ 小倉 RORO ターミナル管理事務所												●
㊩ 港湾施設等し尿処理業務（6 回/年）		●		●		●		●		●		●
㊪ 除草・剪定												
ア 旧門司遊歩道緑地等（3 回/年）				●				●			●	
イ 太刀浦幹線 1 号道路等（2 回/年）				●					●			
ウ 新浜、西海岸地区（4 回/年）	●			●				●			●	
エ その他特記 2 2 指定箇所（1 回/年）		…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
㊫ 港湾施設内廃棄物収集・運搬業務												
ア 黒崎護岸塵芥集積場												●
㊬ イベント等催事の補助業務		イベント等の予定を確認しながら随時対応										

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4 版）を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みについて

(ア) 港湾施設の利用者とは

まず、港湾施設の利用者とはどのような人たちを指すのかを理解するために、北九州市港湾施設管理条例及び同施行規則に記載されている港湾施設の使用形態について記述します。

港湾施設の使用形態は、使用目的の違いにより、通常使用、目的外使用、占用使用、行為の許可の4種類に大別されます。

通常使用は、港湾施設の設置目的に従った使用で、普通使用と許可使用があります。

普通使用は、道路や緑地（公園）などを本来の目的に従って利用する場合で、管理者の許可を受けることなく自由に使用することができます。

許可使用は、施設の利用に際し、予め管理者の許可が必要な使用形態で、北九州市港湾施設管理条例第7条に「必要な免許、許可、その他の法令の資格を有しないとき」は許可できない旨が規定されています。例えば、荷さばき地や上屋などの荷さばき施設を利用できる者は、港湾運送事業の免許・許可を有する者、又は荷主等に限定されます。

許可使用は更に一般使用と専用使用に分類され、一般使用は、係留施設であれば着岸から離岸までの間、荷さばき施設であれば貨物の搬入から搬出までの間というように使用の目的が終了するまでの短期間の使用許可形態です。

専用使用は1年を限度に一定期間の使用を認める許可形態で、期間中であれば何度でも貨物の搬入出等が可能です。

野積場や事務所、小型船係留施設等が対象になります。

次に、目的外使用は、港湾施設を本来の目的以外に使用する場合の使用形態で、イベントの一環として緑地の一部にテントを設置したり、荷さばき地や野積場を、港湾運送事業の免許・許可を有する者等の権限を有する事業者以外が、資材置き場や駐車場として利用する等の例があります。

占用使用は、目的外使用の一種ですが、目的外使用が更地での利用であるのに対し、占用使用は特殊な場合を除き工作物の設置が伴います。

最後に行為の許可は、施設使用についての許可ではなく、港湾施設内で特に許可を必要とされる行為に対する許可で、一般的には歩道の切下げや施設の改良、緑地でのイベント開催等が該当し、使用料は無料です。映画撮影も行為の許可の対象です。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

(イ) 有料港湾施設の施設別利用状況

実際の利用状況を把握するために平成30年度から令和3年度の門司地区港湾施設、及び指定管理制度が導入される、小倉・洞海地区港湾施設に関する許可件数の実績を紹介します。

【門司地区港湾施設】

港湾施設名	許可件数 (件)			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小型船係留施設	206	192	208	198
荷さばき地	2,654	2,671	2,919	2,989
上屋	1,496	1,565	1,568	1,617
物揚場	300	282	295	370
野積場	315	267	348	159
冷凍コンセント	2,011	2,083	2,035	1,694
事務所	125	107	97	97
船舶給水施設	166	132	157	173
荷役機械	7,724	7,929	7,765	7,654
コンテナ水洗場	46	39	44	38
コンテナバンニング	56	19	21	5
可動橋・浮棧橋	380	179	131	164
くん蒸上屋	0	2	0	0
合 計	15,479	15,467	15,588	15,158

【小倉・洞海地区港湾施設】

港湾施設名	許可件数 (件)			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小型船係留施設	169	160	158	162
荷さばき地	2,206	2,028	2,440	2,394
上屋	833	806	715	802
物揚場	475	571	530	557
野積場	810	259	63	69
動力コンセント	24	24	24	24
冷凍コンセント	2	124	86	0
事務所	0	35	15	0
船舶給水施設	66	61	68	66
浮棧橋	0	2	1	0
合 計	4,585	4,070	4,100	4,074

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙 (A4 版) を作成してください。

2 - (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

(ウ) 有料港湾施設に対する取組み

a 許可件数の傾向

前項の港湾施設に関する許可件数の実績表で紹介したとおり、平成30年度から令和3年度までの門司地区の港湾施設、及び指定管理制度が導入される、小倉・洞海地区の港湾施設の許可件数を見ると、門司・小倉・洞海地区とも一部の施設には若干の変動が見られるものの、メイン施設であるガントリークレーン（荷役機械）、上屋、荷さばき地等の施設は横ばいで推移していることがわかります。

b 許可件数の増加や利便性向上に向けた対策

港湾施設の許可件数は、ほとんど横ばいで推移しており、恒常的に港湾施設が利用されていることが分かります。

未使用港湾施設の有効活用や施設の利便性向上について、利用者の話を伺いながら、市と協議して対策を講じて行きたいと考えています。

(I) 無料港湾施設に対する取組み

有料港湾施設以外に、許可なく利用できる普通使用施設として、広大な緑地や臨港道路等が整備されています。

有料港湾施設のほとんどは、港湾運送事業の免許・許可を有する者や荷主等の港湾関係者のみが利用できますが、緑地や臨港道路等は、原則として誰もが自由に利用できる施設です。

港湾の緑地や臨港道路そのものは集客施設ではありませんが、北九州市を代表とする観光施設である門司港レトロ周辺、海の玄関口であるフェリーターミナル周辺地域で利用者の増加や美観向上を図るために、日頃から施設の美化活動に努めてきました。

今後、指定管理者制度が導入される小倉地区や響灘地区等の緑地（公園）等についても、可能な限り清掃や除草・剪定等、日常の美化活動に努めることにより、訪れる観光客や利用者に好印象を持ってもらい、本市の集客増に貢献できればと考えています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2- (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

ウ 施設間の有機的な連携を図るための取組みについて

(7) 指定管理対象施設間の連携

a 太刀浦コンテナターミナルの一元管理

太刀浦コンテナターミナルでは、ターミナルオペレータや港湾荷役会社との調整、ガントリークレーンの点検、補修や市が発注した工事のスケジュール等、ターミナル内の利用調整を図るため、関係者が一堂に会するバース会議を毎日開催し、運営を行っています。

中でも、ターミナルの中心的な設備である、ガントリークレーンの点検や工事、荷役等を当社が一元的に調整することにより、これまで以上にタイムリーかつ迅速な対応を実現しています。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、関係者が一堂に会するバース会議は中止していますが、代わりに電子メール等を活用して、ターミナルオペレーターの幹事等、関係者に速やかな情報提供や調整を図る事により、コンテナターミナルの円滑な運営に努めています。

今後も、迅速な情報提供や調整が図れるよう、引き続き努めて参ります。

b 暴力団排除条例関連重複業務の一元化

以前は、会社役員の変更等に伴う警察照会資料作成業務については各事務所がバラバラに対応していたため、更新の際、同じ利用者に同一の内容の案内が複数送付され、利用者も重複作業を余儀なくされていました。

指定管理者制度が門司地区に導入されて以降、北九州市と協議の上、北九州市と当社の門司事務所、太刀浦事務所、小倉事務所、洞海事務所で情報の共有化を図り、利用者へ重複した発送が行われないよう、事務手順の見直しを行いました。

今後も、随時、事務処理の見直しを行うことで、利用者負担の軽減と事務手続きの簡素化が図れるよう努めて参ります。

c 緊急時の連携

港内での大規模事故や人身事故、港湾施設毀損事故、油流出事故、車の海中転落事故等の緊急事態が発生したときは、本社からの応援は勿論のこと、可能な限り事務所間での連携を図り迅速に対応しています。

今後、小倉・洞海地区までエリアが拡大しますが、全てのエリアを当社が一元的に管理することで、更に迅速かつ効率的な対応が行えるよう、各事務所間の連携強化に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。